

令和 7 年度 放課後ルーム申込のご案内

1. 放課後ルームとは

保護者が働いていたり、病気で入院している等のために、放課後、家庭で子どもだけになってしまう小学生に遊びと生活の場を用意し、心身の健全な育成を図ります。

2. 開所時間・休所日

開所時間	授業がある月～金曜日	下校時～午後7時
	学校が休みの日(土曜日や夏休み等の長期休業期間)	午前8時～午後7時
休所日	日曜日、国民の祝日による休日、年末年始(12月29日～1月3日) ※災害、台風、学校事情、その他の理由により、お休みとなる場合もあります。	

3. 入所期間

放課後ルームの入所は、毎月1日からとなります。

申請	入所期間
(1) 年間で利用	入所を許可された日から、令和8年3月31日まで ※令和8年4月以降も放課後ルームの利用を希望する場合は、別途申請が必要です。
(2) 長期休暇のみ	入所を許可された日から、申請をした長期休暇中の月末まで

4. 対象児童

入所希望月の1日の時点で船橋市に住民登録がある小学生で、保護者が以下のような理由により、放課後家庭で子どもだけになってしまう場合にご申請いただけます。

(1) 就労のため	終業時間が午後2時を超える日が、月～土のうち週3日以上、または日曜を除いて月12日以上ある場合 ※午後2時ちょうどに終業する場合は要件に該当しません。
(2) 出産のため	出産月をはさんで前後2か月間である場合
(3) 病気・怪我のため	病気・怪我の療養(在宅療養も含む)、または、家族の介護をする場合
(4) 就学のため	「(1) 就労のため」と同等の日数、時間を要して就学する場合

※入所希望月の1日の時点で、65歳未満の祖父母と同居所(同一住所内別棟、生計が別の場合も含まれます)の場合には、保護者と同様に理由がないと入所の対象となりません。(就労証明書、医師の診断書等を提出していただきます)

5. 申請方法・申請期間

(1) 郵送	申請書一式を、以下宛先にご郵送ください。 〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25 船橋市役所 地域子育て支援課 ※申請書類の到着について、市から連絡はいたしません。ご不安な場合は、記録の残る郵便でお送りください。
(2) オンライン	市ホームページで「放課後ルーム 入所申請」と検索し、オンライン入所申請のページをご覧ください。
(3) 窓口持参	申請書一式を、船橋市役所本庁舎 4 階地域子育て支援課まで直接お持ちください。

【申請締切】入所希望月の前月の15日(必着)

※郵送は必着、オンライン・窓口持参は17:00 締切
※15日が土・日・祝日にあたる場合は翌日等。

6. ルームでの支援を要するお子さまについて

障害のある児童、発達・発育にご心配のある児童、医療的ケアを要する児童は、入所に際して、事前に面談及び体験入所を実施し、支援の要不要・入所の可否を判断させていただきます。

ご申請をされる際は、事前に地域子育て支援課までお電話で面談の予約をしてください。

※放課後ルームは、療育機関としての機能は備えておりません。

※放課後ルーム入所後に心身の障害等が見つかった場合には、改めて面接・体験入所を経て、支援の要不要を判断させていただきます。

7. おやつ

放課後ルームでは、おやつの提供があります。全放課後ルーム統一のメニューとなりますが、アレルギーのあるお子様向けに、特定原材料8品目を除外した専用メニューも別途準備しており、また、ご事情がある場合は、おやつ提供を受けずに持参することもできます。その場合は、変更を希望する月の前月の15日（土・日・祝日にあたる場合は翌日等）までに「入所事項変更届（おやつ停止、再開、献立変更用）」をご提出ください。おやつの提供を受けない場合、おやつ代相当額（2,000円）を児童育成料から差し引きます。

おやつの提供を受けるものの、アレルギーや疾病のために一部除去を依頼する場合は、「おやつ除去依頼届」をご提出ください。

8. 児童育成料

・児童育成料（利用料）は月額10,000円です。（おやつ代含む）※減免制度あり

・児童育成料の納付は、口座振替でお願いいたします。「入所内定通知書」と併せて「口座振替依頼書」がお手元に届きましたら、お早めに手続きをお願いいたします。

※口座振替は、申込から手続き完了まで2か月程度かかります※

口座振替が開始される月までの間は、市から「入所許可通知書」と同封して郵送する「納付書」により、納付書裏面に記載されている金融機関またはコンビニエンスストア等で納付してください。

《口座振替について》

- 市内に本・支店を置く金融機関（ゆうちょ銀行を含む）がご利用できます（三井住友信託銀行を除く）。
- 口座振替の手続き完了後、「口座振替納付のお知らせ」を送付いたします。口座振替が開始されるまでは「納付書」で納付をお願いします。

《Web 口座振替受付サービスについて》

オンラインで口座振替のご申請をいただける場合があります。詳しくは、船橋市ホームページで「Web 口座振替受付サービス」と検索いただくか、右の二次元バーコードからご確認ください。入所決定前でも先行してご申請いただけます。なお、4月からの入所のご案内ができず、入所をお待ちいただくことになった場合、入所月まで振替が開始されることはありません。



《口座振替以外の納付方法について》

- ・**納付書払い** 納付書は月初に入所許可通知書とともにお送りします。納付書の裏面に記載されている金融機関及びコンビニエンスストアをご利用ください。（利用できる納付場所は変更になる場合があります。）
- ・**スマートフォン決済アプリ** 対応スマートフォン決済アプリのアプリ内カメラで納付書のバーコードをスキャンし、ご自宅からでもお支払いが可能です。お支払い手順や注意事項は市のホームページで検索いただくか、右の二次元バーコードからご確認ください。



■令和7年度 児童育成料納付期日予定 及び 口座振替引落日予定

入所月	4月	5月	6月	7月
納付期日 口座引落日	4/30	6/2	6/30	7/31
入所月	8月	9月	10月	11月
納付期日 口座引落日	9/1	9/30	10/31	12/1
入所月	12月	1月	2月	3月
納付期日 口座引落日	12/25	2/2	3/2	3/31

・児童育成料の納付期日は利用した月の月末（12月は25日）です。それが土・日・祝日の場合は翌金融機関営業日となります。口座振替の引落日も同様です。

・児童育成料を納付期日までに納付されなかった場合、延滞金が賦課される場合がありますので、ご注意ください。

※ご注意※ 船橋市債権管理条例第7条（延滞金）の規定により、平成25年4月1日以降に発生する児童育成料について、納付期限までに納付されなかった場合、延滞金が課されます。また納付されない状況が続いた場合、裁判所へ民事訴訟や支払督促を行う場合がございます。

9. 児童育成料の減免

児童育成料は、所得の状況やきょうだいが同時に入所する等の理由により、減免になる場合があります。詳細及び申請に必要な書類については、別紙（水色の紙）「児童育成料の減免について」をご参照ください。なお、減免を申請する場合は以下の点にご注意ください。

- (1) 減免に必要な書類すべてを必着で提出してください。書類の不備や提出が遅れた場合、書類が全て揃うまでは減免非該当となります（令和7年度中に書類が揃った場合のみ、入所月に遡って減免を判定いたします。）
- (2) 書類が提出されているかどうかの確認について、不安のある場合はお問い合わせください。市からの連絡はいたしかねますのでご注意ください。

10. 申請にあたっての必要書類

(1) 必ず提出が必要なもの

「船橋市放課後ルーム入所申請書」	きょうだいで申請する場合、申請人数分必要です
「放課後ルーム入所児童状況調査票」（黄色の紙）	
入所要件確認のための必要書類 ※以下の表をご確認ください。	・保護者の人数分必要です（保護者が父母の計2人の場合、それぞれ必要です） ・きょうだいで申請する場合、2人目以降はコピーしたものをご使用いただけます。

入所要件確認のための必要書類 (父母ともに必要)	1	①就労のため (②以外)	「就労証明書」(雇用予定含む) ※変則就労の場合は「勤務実績・勤務予定表」も併せてご提出ください。 ※右記二次元コードより「就労証明書記載要領(放課後ルーム用)」をご確認ください。
		②就労のため【自営業・代表取締役等、就労証明書に記載の代表者が保護者本人の場合】	「就労証明書」及び「確定申告書(または源泉徴収票)の写し」 ※確定申告書は令和6年申告がまだの場合、令和5年申告をご提出ください(令和6年分は後日追加提出必要) ※直近で起業したため確定申告が出来ない場合→「営業許可証・受注伝票」の写し等、仕事の内容がわかるもの
	2	出産のため	「母子手帳」の写し ※母の氏名と出産予定日の記載がある部分の写し
	3	病気や介護のため	「医師の診断書」「身体障害者手帳」等、児童の監護が難しいと証明する物
	4	就学のため	「在学証明書または学生証の写し」及び「時間割」 ※職業訓練校の場合、合格通知でも可 ※「時間割」は、授業の曜日と時間がわかるもの



※状況によりその他必要な書類をご提出していただく場合がございます。

※「就労証明書」は、船橋市保育園の利用申請時にご提出いただく様式の写しをご提出いただくことも可能です。ただし、変則就労の場合、勤務予定表(シフト表)または勤務実績表も併せてご提出いただく必要がありますので、詳しくは「令和7年4月放課後ルーム入所申請をされる方へ」をご確認ください。

※「就労証明書」は令和6年10月1日以降に作成されたものを有効とします。

(2) おやつの変更をする場合や、減免の申請をする場合に提出が必要になるもの

※通常おやつを提供を受ける場合、減免の申請をしない場合は提出不要です。

におやつに関する書類提供	1	特定原材料8品目不使用献立おやつを提供を受ける場合	「入所事項変更届(おやつ停止・再開・献立変更用)」
	2	特別な事情があるため、おやつを提供は受けず持参する場合	
	3	おやつを提供は受けるが、アレルギーや疾病のため一部除去を依頼する場合	「おやつ除去依頼届」
減免に関する書類	1	収入による減免	●令和6年1月1日時点、令和7年1月1日時点のいずれも、船橋市内に住民登録のある方「船橋市放課後ルーム児童育成料減免申請書」 ●令和6年1月1日時点、令和7年1月1日時点のいずれか一方、または両方について、船橋市以外に住民登録のある方「船橋市放課後ルーム児童育成料減免申請書」及び ・令和6年1月1日時点で船橋市以外に住民登録のある方は、住民登録のある市区町村等の令和6年度の「課税証明書」または「非課税証明書」(コピー可) ・令和7年1月1日時点で船橋市以外に住民登録のある方は、住民登録のある市区町村等の令和7年度の「課税証明書」または「非課税証明書」(コピー可)
	2	きょうだい入所による減免	「船橋市放課後ルーム児童育成料減免申請書」
	3	生活保護受給者	「船橋市放課後ルーム児童育成料減免申請書」及び「生活保護証明書」

11. 入所の決定

入所はお申し込み順ではなく、ご提出いただいた入所要件確認のための必要書類（就労証明書等）に基づき、保護者の就労状況等を審査のうえ決定します。申請締切日までに必要書類がご提出されない場合、入所審査ができないため、入所希望月にご入所いただけません。

また、申請数が定員を超えた場合は、必要書類が揃っていてもご入所いただけない場合がございますので、ご注意ください。

審査の結果、ご入所いただける場合は、入所希望月の前月の20日頃に内定通知を郵送いたします（※内定しなかった場合は入所審査後2、3日中に電話によりお知らせいたします）。

- ・入所月の1日（休所日を除く）から利用可能です。
- ・入所月の月上旬に納付書等が届きます。
- ・入所内定後、申請を取り下げる場合は、入所する月の前月末日までに地域子育て支援課までご連絡ください。取下げのご連絡がない場合はそのまま入所が決定し、児童育成料が発生します。

<内定した場合>

- ・翌月からの入所に向けて、入所説明会がありますので、内定した放課後ルームにお電話していただき、日程を確認してください。

<内定しなかった場合>

- ・内定しなかった場合の結果連絡は最初の1回目のみです。その後は、提出された申請書をお預かりして、ご希望いただいた放課後ルームに空きが出た場合に、改めて審査をし、入所できる場合のみご連絡させていただきます。申請書は令和8年3月入所まで有効とし、審査対象とさせていただきます。

12. その他

(1) 育児休業中または求職中の申請について

育児休業中や求職中であっても入所申請は可能です。ただし、他の理由での申請の方が優先となるため、定員に空きがない場合、ご入所いただけません。

育児休業中の場合は、申請時に「育児休業期間が記載された就労証明書」の提出が必要となります。

求職中でご入所いただいた場合、入所した月の15日までに「採用後の就労証明書」の提出が必要です（オンラインでも提出可能ですが、同日19時までとなります）。ご提出いただけない場合、入所した月の末日で退所となりますので、放課後ルームまたは地域子育て支援課へ「退所届」のご提出をお願いいたします。

(2) 申請時に船橋市に住民登録がない場合について

入所を希望する月の1日までに住民登録をする場合（1日時点で船橋市民）は、申請が可能です。

(3) 春休み、夏休み、冬休みのみの入所について

学校休業期間中は入所要件のうち保護者の終業時間が午後2時より前でも、申請をお受けしておりますが、入所状況により申請されてもご入所いただけない場合がございます。また、入所は月単位になります。

入所申請の期日は、1ページ「5. 申請方法・申請期間」をご確認ください。ただし、令和8年4月の春休み期間の入所を希望する場合は、申請期間が異なりますのでご注意ください。

(4) 入所の取り消しについて

以下に該当する場合は入所の許可を取り消します。

- ①就労等の入所要件に該当しなくなったとき
- ②児童育成料を正当な理由なく滞納したとき
- ③児童が集団生活に適さないと市長が判断したとき

【問合せ】船橋市 地域子育て支援課
TEL:047-436-2319